

障 発 1127 第 5 号  
令和 5 年 11 月 27 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十二条に規定する精神医療審査会について」（平成 12 年 3 月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきたい。